○瀬戸内市議会基本条例

平成24年12月10日

条例第41号

目次

前文
第1章　総則(第1条)
第2章　議会及び議員の活動(第2条―第6条)
第3章　市民と議会の関係(第7条―第10条)
第4章　執行機関と議会の関係(第11条―第15条)
第5章　議会運営(第16条・第17条)
第6章　政治倫理、定数及び報酬(第18条―第20条)
第7章　政務活動費(第21条)
第8章　議会機能の強化(第22条―第24条)
第9章　最高規範性と見直し手続(第25条―第27条)
附則

前文

前文

日本国憲法は、地方自治を規定し、その本旨を受けた地方自治法によって、地方公共団体の責務を「住民の福祉の増進を図ること」と定めている。

地域主権の時代を迎え、瀬戸内市民(以下「市民」という。)の代表である瀬戸内市議会議員(以下「議員」という。)及び瀬戸内市議会(以下「議会」という。)は、瀬戸内市としての意思の決定及び行政執行の監視、評価等の役割に加え、市民の意見を反映した政策立案機能の充実が求められている。

そのためには、二元代表制の下、瀬戸内市長(以下「市長」という。)等の執行機関と緊張関係を保ちながら、更なる資質向上を図り、公正で透明性があり、かつ、市民に分かりやすく開かれた議会運営のもと、市民との情報の共有化を図ることが重要である。

その上で、議員が活発に議論を交わし、市政における問題点を広く市民に明らかにし、市民の理解と参加を得ていくことが必要であり、この条例は、これらの目的を達成するために、議会及び議員活動の原則等を定めるものである。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、議会の活性化及び市民の信託に応えられる議員活動の実現を図り、市民参加のもと公正で民主的な市政を行い、瀬戸内市の発展に寄与することを目的とする。

第2章　議会及び議員の活動

（議会の活動原則）

第2条　議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)　市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市長等の執行機関が行う市政運営を監視すること。

(2)　市民の多様な意見を把握し、市政に反映させるために必要な政策立案、政策提言等を行うよう努めること。

（災害等発生時の議会活動）

第3条　議会は、災害等が発生した場合においては、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要な予算の迅速な決定その他災害等からの早期の復興に資する役割を積極的に果たすものとする。

（議員の活動原則）

第4条　議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)　議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を尊重すること。

(2)　市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高めることに努め、市民の代表としてふさわしい活動をすること。

(3)　議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

（会派）

第5条　議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2　会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により構成するものとする。

（議長及び副議長）

第6条　議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2　副議長は、議長を補佐するとともに、議長に事故のあるとき又は議長が欠けたときに議長の職務を行うものとする。

3　議長及び副議長の選出に当たっては、選出されようとする者に、所信を表明する機会を保障しなければならない。

第3章　市民と議会の関係

（市民との関係）

第7条　議会は、市民に開かれた議会を目指して、議会の活動に関する情報を公開するとともに、市民に対して説明する責任を果たさなければならない。

2　議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を原則公開するものとする。

3　議会は、委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4　議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、必要に応じ請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けることができる。

（議案に対する賛否の公表）

第8条　議会は、議案に対する各議員の賛否について、無記名投票によるものを除き、議会広報紙、ホームページ等で公表するものとする。

2　前項に規定する賛否について、起立採決において起立していない議員は、すべて反対とみなし公表するものとする。

（議会報告会）

第9条　議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を開催するものとする。

2　議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

（議会広報活動の充実）

第10条　議会は、市政に係る情報を、常に市民に対して広報するよう努めるものとする。

2　議会は、インターネットの活用を始め、多様な広報手段を活用し、分かりやすい広報活動に努めるものとする。

第4章　執行機関と議会の関係

（市長等との関係の基本原則）

第11条　議会審議において、議員は市長等の執行機関に対し常に緊張感のある関係を維持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、市民の意見を反映した政策立案及び政策提言を行うよう努めなければならない。

2　本会議における一般質問は、市政上の論点及び争点を明確にするため、再質問以降一問一答方式で行うものとし、質疑応答は一括質問一括答弁方式で行うものとする。ただし、会派の代表として行う一般質問にあっては、この限りでない。

3　市長等の執行機関は、議会の会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対し反問することができる。

4　反問に関し必要な事項は、別に定める。

（議会審議における論点情報の形成）

第12条　議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項の説明に努めるよう求めるものとする。

(1)　政策を必要とする背景

(2)　提案に至るまでの経緯

（3） 市民参加の実施の有無及びその内容

（4） 他の自治体の類似する政策との比較検討

（5） 総合計画との整合性

（6） 財源措置

（7） 将来にわたる効果及び費用

（予算及び決算における政策説明）

第13条　議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。

（資料の提出その他の協力）

第14条　議会は、市の政策及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長その他の関係する者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　議会は、自ら行う政策の決定及び形成に資するため、市長その他の執行機関に対し、資料の提出、意見の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

3　委員会は、前2項の規定に準じて市長その他の執行機関に対し、資料の提出、意見の提出、説明その他必要な協力を求めるときは、議長を経て当該請求を行うことができる。

（議決事件の拡大）

第15条　議会は、二元代表制のもとでの議会の役割を果たすため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議決事件の拡大に努めるものとする。

2　議会及び市長は、市行政の各分野における計画の策定、提携又は協定の締結等に当たり必要があると認めるときは、議決事件の拡大について協議するものとする。

第5章　議会運営

（自由討議）

第16条　議会は、議員による討議の場であることから、議員相互の討議を行い、議論を尽くさなければならない。

2　議員は、自由討議を活用し、政策立案、政策提言等を行うよう努めなければならない。

3　自由討議に関し必要な事項は、別に定める。

（委員会の活動）

第17条　委員会は、その専門性及び特性をいかして必要の都度開催し、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するものとする。

2　委員長は、委員会の秩序を保持するとともに、円滑かつ適正な審査が行われるよう努めなければならない。

3　委員は、市民の意見及び自らの調査に基づき、委員会の所管事務に関する政策立案、政策提言等を行うよう努めなければならない。

第6章　政治倫理、定数及び報酬

（議員の政治倫理）

第18条　議員の政治倫理は、瀬戸内市議会議員政治倫理条例(平成20年瀬戸内市条例第59号)により、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、同条例を遵守しなければならない。

（議員定数）

第19条　議員定数は、議会が有する機能を十分発揮し、議会において活発な議論が行われるよう定めなければならない。

2　議員定数の見直しに当たっては、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。

3　議員定数については、別に条例で定める。

（議員報酬）

第20条　議員報酬の見直しに当たっては、瀬戸内市特別職報酬等審議会条例(平成16年瀬戸内市条例第43号)に規定する瀬戸内市特別職報酬等審議会の意見

を尊重するとともに、市政の現状と課題、将来の予測及び展望を考慮しなければならない。

2　議員報酬に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第7章　政務活動費

（政務活動費）

第21条　議員は、政務活動費を有効に活用し、調査研究又は政策提言の充実に努めなければならない。

2　政務活動費の交付を受けた議員は、その使途について、すべて公開しなければならない。

3　政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第8章　議会機能の強化

（議員研修の充実）

第22条　議会は、議員の資質及び政策立案能力等の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

（議会事務局の体制充実）

第23条　議会は、議員の政策立案能力等の向上を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実に努めるものとする。

（議会図書室の充実）

第24条　議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第9章　最高規範性と見直し手続

（最高規範性）

第25条　この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する条例、議会規則、議会告示等を制定してはならない。

2　議会は、一般選挙を経た議員に対し、この条例の理念を浸透させるため、その任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

（議会関係条例の遵守）

第26条　議員は、この条例の理念に基づいて制定される議会関係条例等を遵守し議会運営に当たらなければならない。

2　議会は、議会関係条例等について継続的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

（条例の検証及び改正）

第27条　議会は、この条例の目的達成について検証するとともに、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例を改正するものとする。

附　則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附　則(平成24年12月21日条例第51号)抄

（施行期日）

1　この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附　則(平成26年11月25日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成27年3月23日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成29年3月22日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(令和3年3月23日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。